



京田辺市下水道ビジョン

ふるさと
～未来へうけつぐ故郷の水～

令和2年(2020年)4月
京田辺市上下水道部

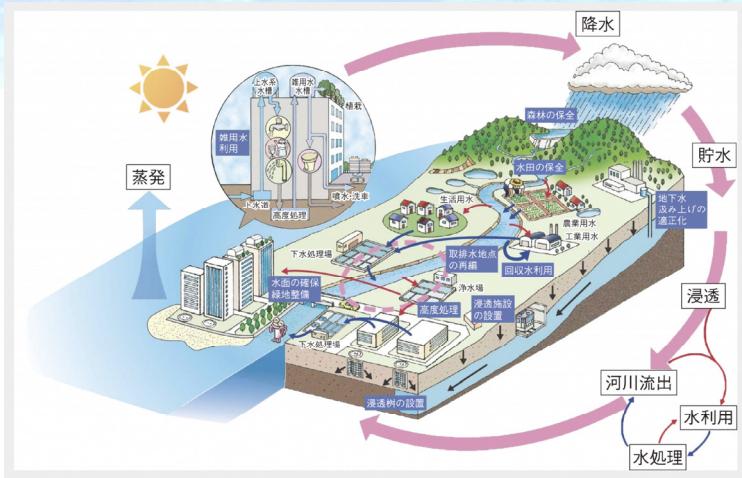
概要版



1. 下水道の役割

■水の循環

水は、雨として空から大地に降り注ぎ、川や地下水となり、生活水となります。生活排水や川の水はいずれも海に流れますが、いろんなところで蒸発して、やがてそれらが雲となって、再び雨になります。このように水は循環しており、生活排水などが原因で魚が住めないような河川となってしまうことがあります。下水道により水をきれいにして、川や海へ放流し、自然界のバランスを保つことが大切です。

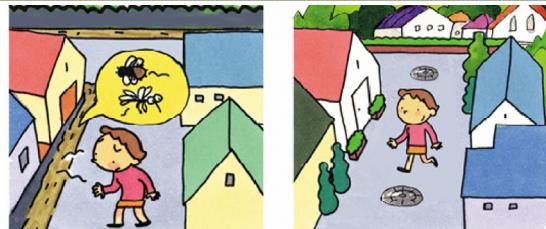


★循環する水のイメージ図
(出典) 水循環について「内閣官房水循環政策本部事務局 HP」

■下水道の役割

公衆衛生の向上

汚水が排除されず、住宅周辺に停滞すると、蚊や蝇の温床、悪臭の発生源となり、周辺環境を悪化させます。下水道整備は、汚水をすみやかに排除し、公衆衛生の向上を図ります。



(出典) 公益社団法人日本下水道協会

生活環境の改善

下水道が整備されると便所の水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるようになります。



(出典) 公益社団法人日本下水道協会

公共用海域の水質保全

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用海域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、公共用海域の水質保全を図ります。



(出典) 公益社団法人日本下水道協会

浸水の防除

浸水の防除は、住民の生命と財産を守ると同時に、交通等の都市機能を確保するために必要不可欠です。下水道は、降った雨を集めて河川等へ排除する役割を担っており、治水上の根幹施設である河川と連携しています。



(出典) 公益社団法人日本下水道協会

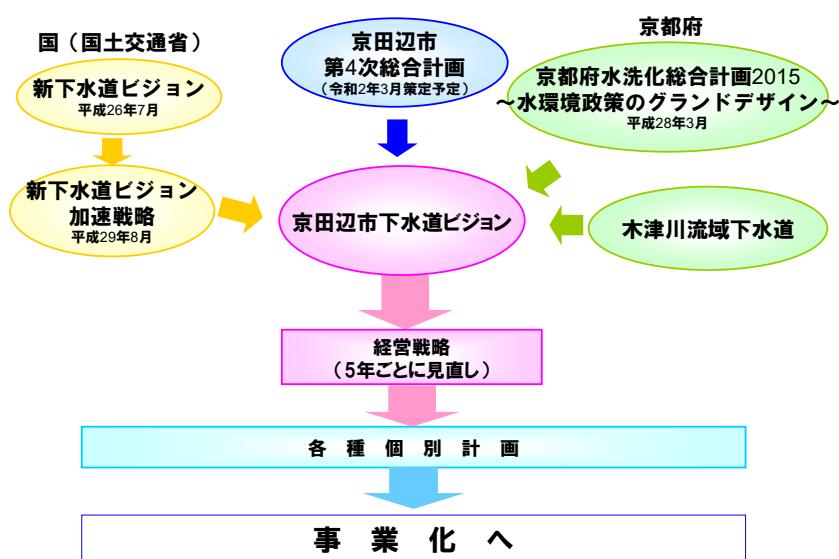
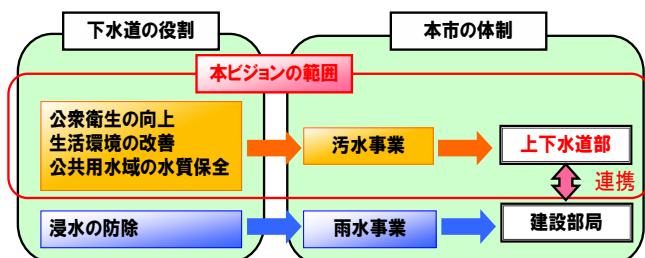
2. 策定趣旨と位置付け

本市の下水道事業は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。現在の処理区域は約 1,176ha で、28,300 件余りの家庭や事業所において下水道を利用しており、人口普及率は 98.5% に達しています。下水道事業は、下水道処理区域内の住民の生活のみならず、京田辺市全域の公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質保全のために非常に大切な事業です。

一方、財政面では、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、汚水処理に要する経費を下水道使用料で賄わなければならない独立採算制の原則が適用される事業です。また、平成 30 年（2018）4 月に、地方公営企業法を適用し、経営状況が明確化されることを受けて、経営の健全化が喫緊の課題となっています。将来予測される処理水量の伸び悩みにより使用料収入の大幅な増加が見込めない中で、老朽化施設の更新や耐震化による災害に強い施設の整備を進めなければならず、下水道事業の経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増していきます。さらに、市の公共下水道事業は、単独で処理場を保有しておらず、京都府流域下水道処理施設により処理していますが、処理施設の負荷を軽減するためにも、近年の有収率の低下の原因である浸入水対策が課題となっており、平成 30 年度（2018）に浸入水調査を実施しています。

このように多岐にわたる課題に対し、中長期的な視点で解決の方向性（みちしるべ）を示すものとして「京田辺市下水道ビジョン」を策定しました。下水道ビジョンは、本市の第4次総合計画や国の下水道ビジョン、府の京都府水洗化総合計画等を上位計画とする下水道事業のマスタープランです。本ビジョンをもとに、経営戦略や各種個別計画を立案し、事業化をめざします。

なお、下水道の役割には、大別すると汚水事業と雨水事業があります。本市は、水路整備等の雨水事業は主に建設部局で実施しているため、「浸水の防除」については建設部局と連携して実施していくものとし、本ビジョンでは汚水事業の施策を策定します。



3. 将来像と目標

本市の下水道事業は、人々の暮らしに関わる水の循環の重要な役割を担い、市民の衛生的かつ快適な暮らしを支えてきました。この水の循環を市民に愛される故郷(ふるさと)の‘水’としてさらに次の世代(未来)へと‘うけついで’いくことが求められます。

そこで、その実現にたえまぬ努力を続けていく意思を示すものとして、本市下水道事業の将来像(50年先のあるべき姿)を、「未来へうけつぐ故郷(ふるさと)の水」とします。

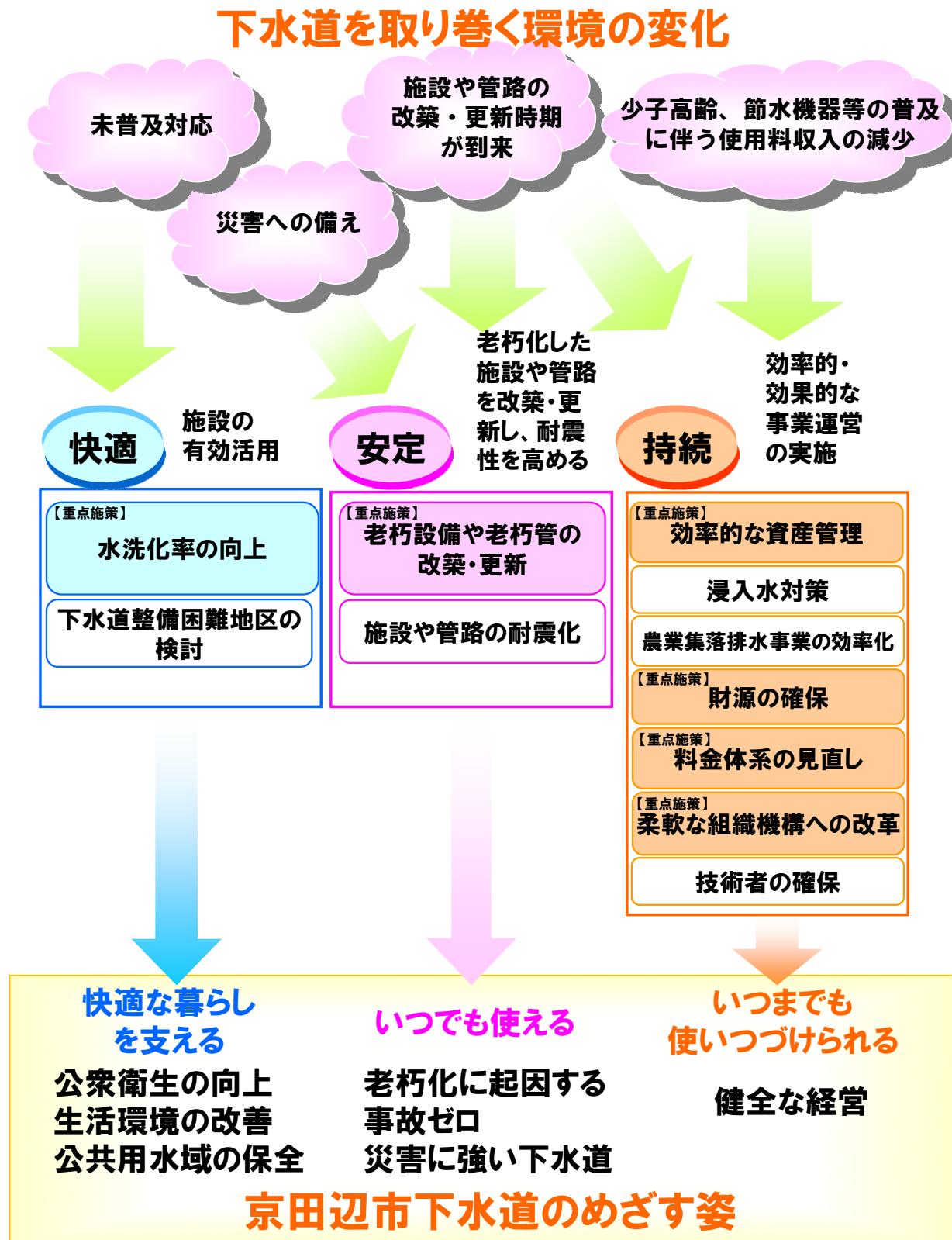
また、将来像を実現するために、『快適』、『安定』、『持続』の視点から、3つの大きな柱で目標を設定します。設定にあたっては、将来像で示した“うけつぐ”という言葉とのつながりを意識して標語を作成しました。

それぞれの目標を達成すべく全力で取り組んでまいりますので、みなさまのご協力をよろしくお願ひいたします。



4. 目標を実現するための施策

『京田辺市下水道ビジョン』の目標年度である令和11年度(2029)のめざすべき姿を示します。



5. 実施スケジュール

11ある実施方策のスケジュールを下表に示します。

快適：快適な暮らしを支える下水道

実施施策	具体的な取り組み	実施スケジュール		数値目標 (R11)		
		前期 R2～R6	後期 R7～R11	指標名	単位	目標値
水洗化率の向上 【重点施策】	啓発活動			水洗化率	%	98.9
下水道整備困難地区の検討	関係機関協議の促進			整備困難箇所数	箇所	17

安定：いつでも使える下水道

実施施策	具体的な取り組み	実施スケジュール		数値目標 (R11)		
		前期 R2～R6	後期 R7～R11	指標名	単位	目標値
老朽設備や老朽管の改築・更新 【重点施策】	ストックマネジメント計画の策定	R1策定	■ ■ ■ ■	道路陥没箇所数	箇所	0
	点検・調査の実施並びに対策工事の実施	点検・調査	工事			
施設や管路の耐震化	改築・更新に伴う耐震化			—	—	—
	下水道BCPの推進			—	—	—

持続：いつまでも使いづけられる下水道

実施施策	具体的な取り組み	実施スケジュール		数値目標 (R11)		
		前期 R2～R6	後期 R7～R11	指標名	単位	目標値
効率的な資産管理 【重点施策】	ストックマネジメントの実践			—	—	—
浸入水対策	浸入水調査			有収率	% 90.0	
	管路の改築・更新、修繕の実施					
農業集落排水事業の効率化	最適化構想の策定	R1策定		—	—	—
	再編計画の策定			—	—	—
財源の確保 【重点施策】	使用料の改定		■ ■ ■ ■	経費回収率 100.0	% —	
	補助金の確保					
	企業債の活用					
料金体系の見直し 【重点施策】	料金体系の改定		■ ■ ■ ■	—	—	—
柔軟な組織機構への改革 【重点施策】	組織改革			—	—	—
技術者の確保	官民連携の検討	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	—	—	—
	広域連携（業務の共同実施・共同委託）の検討	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	—	—	—

6. ビジョンのフォローアップ

『京田辺市下水道ビジョン』は本市下水道事業が10年先にめざす目標を定めたマスタープランです。今後はPDCAサイクルで実施方策の進捗管理、事後評価、改善点の検討を行い、次期ビジョンに改善点を反映させていきます。

次期ビジョンの策定は10年後ですが、5年ごとに、それまでの進捗状況や利用者ニーズの把握に努め、ビジョンの内容も適宜見直しを行います。

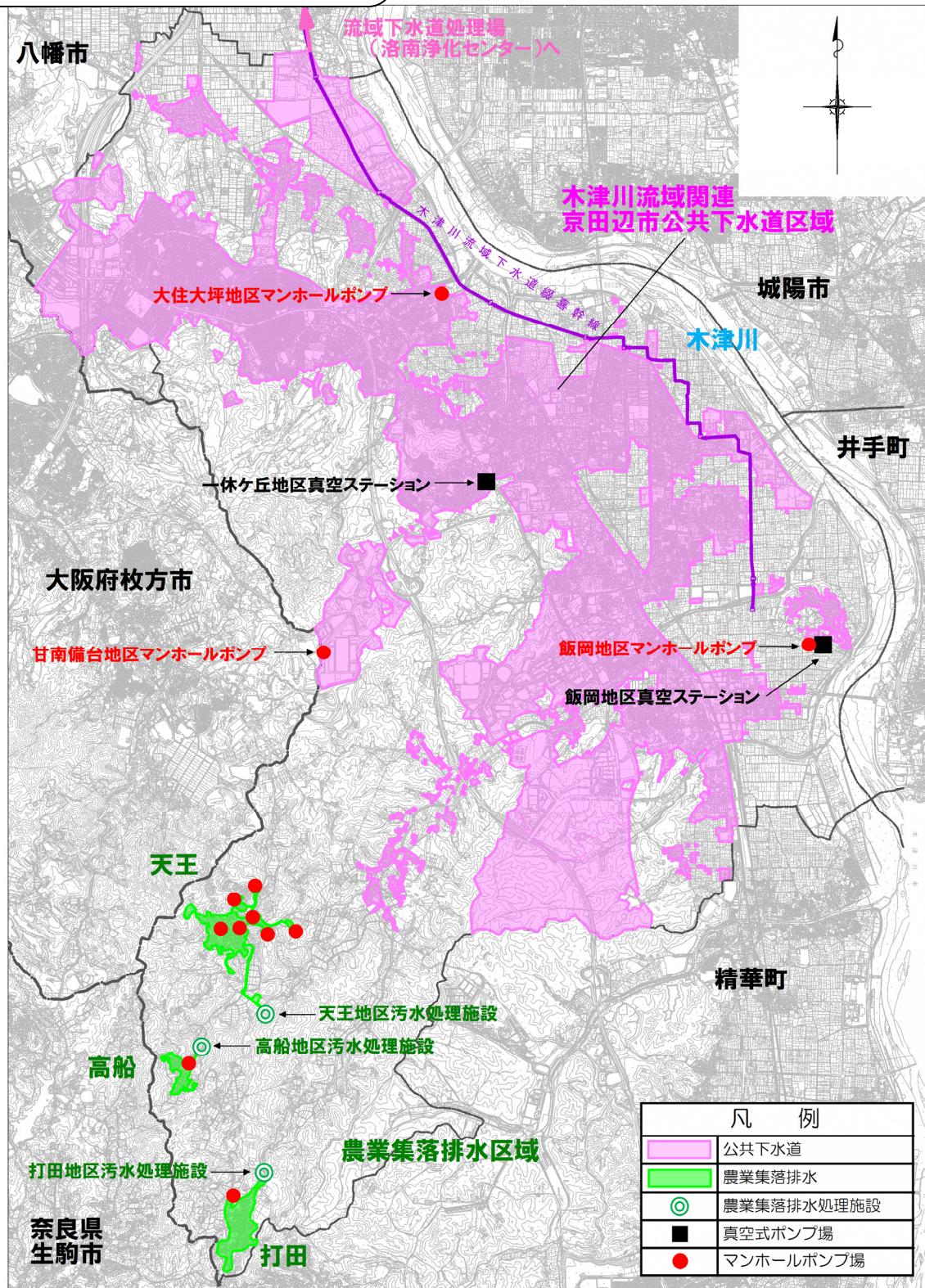


Plan (計画の策定)	ビジョンを策定（今後10年間の計画）し、ビジョンに沿った実施計画（経営戦略）を立案します。
Do (事業の推進)	業務指標等を活用して、各実施方策の進捗状況を管理します。
Check (目標達成状況の確認)	5年ごとに目標への到達見込みを確認し、必要に応じて実施方策等の一部見直しを行います。そして、10年後を目処に目標の達成状況を評価します。
Action (改善の検討)	さらに次の10年間を見据えて、未達成目標や新たなニーズへの対応を検討し、次期ビジョンの策定を行います。

7. 用語集

下水道 B C P	平時から災害に備え、災害時における下水道機能の継続・早期回復を図るための計画。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域、水路のこと。河川、湖沼、沿岸海域、用水路などがある。
浸入雨水	汚水管路破損箇所から流入する地下水や、排水設備の誤接続により汚水管に流入する雨水等のこと。
水洗化率	下水道が使える区域に住んでいる人口に対し、実際に下水道に接続している人口の割合。
ストックマネジメント	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
農業集落排水事業	農業集落における農業用排水の水質保全などを目的として、各家庭から出した汚水を処理する下水道のこと。
普及率	下水道事業の整備進捗状況を表わす指標であり、行政区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合。
有料収率	下水道で処理する汚水量に対する、使用料収入の対象となる汚水量の割合。

京田辺市下水道事業の位置図



京田辺市下水道ビジョン
~未来へうけつぐ故郷の水~ (概要版)
京田辺市上下水道部
〒610-0332 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1
TEL. 0774-62-0414 FAX.0774-63-4783
URL. <http://www.kyotanabe.jp/>